

令和7年8月8日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
健康危機管理課
医療介護基盤課

令和7年度医療施設等施設整備・設備整備事業に係る実施意向調査について（依頼）

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろから御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、県では、患者の療養環境や医療従事者の養成力の充実等を目的として、各種補助事業を実施することとしております。この度、別紙のとおり、一部の補助事業において追加募集がありました。県ホームページに概要を掲載するとともに、別紙に対象事業一覧を添付しておりますので、広島県医師会速報に掲載の上、関係機関等への周知をお願いいたします。

【広島県ホームページ】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2025iryoushisetu-hojyokin-tsuika.html>

（トップページ＞検索 組織で探す＞医療介護基盤課＞令和7年度医療施設等施設整備・設備整備事業に係る実施意向調査について）

【設備整備事業に係ること】

担当 健康危機管理課 救急・災害医療体制グループ

電話 082-513-3054（ダイヤルイン）

（担当者 濱本）

【施設整備事業に係ること】

担当 医療介護基盤課 医療施設グループ

電話 082-513-3056（ダイヤルイン）

（担当者 山田）

1302



施設・設備整備事業の概要

①【医療施設等 施設整備費補助金】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	地震等で倒壊の危険性があるブロック塀の改修等の施設整備	敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等	対象の長さ1m×97千円 (30mを上限とする。)	1/3 (国 1/3)	病院の開設者

②【医療施設等 設備整備事業】

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
遠隔ICU体制整備促進事業	遠隔ICUの体制整備	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入等	1か所当たり 支援側医療機関 120,000千円 依頼側医療機関 60,000千円	1/2 (国 1/2)	都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する第三次救急医療機関及び第二次救急医療機関

※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・面積に基づいて算定を行います。

※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。